

1 5 債権管理（公会計の場合）

（1）徴収停止

債務の履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、債務者の所在が不明であり、かつ、差押えのできる財産価値が強制執行の費用を超えないとき、又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないときで、これを履行させることが著しく困難又は不適當である場合は、自治体の長は以後その債権の保全及び取立てをしないことができる。これを徴収停止という。（地方自治法施行令171条の5）

徴収停止は単に地方公共団体の内部における整理にすぎないため、その旨を債務者に通知する必要はなく、債務者が自発的に債務を履行するときは、その弁済を受けることができる。徴収停止をしても時効は進行する。また、徴収停止をした後に債務者の資産状況が好転したときのように事情が変更した場合は、徴収停止の措置を撤回する。

（2）履行延期の特約

自治体の債権は、履行期限内に取り立てることを原則としているが、債権の発生後において債務者に特定の事由が発生し、債権の全部を一時に履行することができなくなった場合において、直ちにその債権を取り立てるよりも、履行期限の延期をした方が、その徴収上かえって有利な場合がある。この場合、履行延期の特約をすることができる。また、債権金額を分割して履行期限を定めることもできる。（地方自治法施行令171条の6）なお、任意の交渉による履行延期の特約の場合は議会の議決は不要であると解されている。

一方、調停、即決和解（起訴前の和解）、訴訟上の和解で履行延期の特約が成立する場合は、議会の議決が必要であるが、円滑な業務の遂行のために条例などにおいて専決事項としている自治体もある。

具体的には

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

イ 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により、履行期限を延期することが徴収上有利であると認められるとき。

ウ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延期することがやむを得ないと認められるとき、などがある。

履行延期の特約をする場合は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から5年以内においてその延期にかかる履行期限を定めるのが通常である。

ただしアに該当する場合は、特に10年以内において、その延期に係る履行期限を定めることができる。そして、履行延期の特約等は、何回でも繰り返して行うことができるとされている。

アに該当する場合において、著しい生活困窮状態であり、資力の回復が困難であり、回収の見込みが全くない場合は、履行延期の特約をするよりもしばらく様子を見たうえで、条例に定めがあれば債権放棄をする場合もある。

(3) 債権の消滅

ア 債権の免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあつて、債務の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後においてなお弁済の見込みがないと認められるとき自治体の長の限りで免除（一部免除も含む）ができる。この場合議決は不要である。（地方自治法施行令171条の6、7）

免除が決定した場合、債務者、保証人に通知（配達証明郵便での送付）する必要がある。免除の意思表示は相手方に到達しなければ効力を生じない。（民法97条1項）ただし、債務者若しくは保証人が行方不明の場合は通知が到達しなくとも、法律上債権は存続することになるが会計上、(4)の不納欠損処分を行う。

イ 債権の放棄

学校給食費に関しては、地方自治法施行令に基づく「債務の免除」及び時効により権利が消滅する場合を除き、権利を消滅させるには権利放棄の議決が必要となる。

〔 なお、群馬県の場合、1件の金額が10万円以下である一般会計に属する権利の放棄については、「知事において専決処分することができる事項の指定について」（昭和39年3月28日議決）で、知事の専決処分事項となっている。 〕

(4) 不納欠損処分

不納欠損処分は、債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続をいい、歳入決算においてその債権額を不納欠損額として表示して整理するものである。欠損処分は、時効や破産により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきであつて、単に徴収不能というだけで適宜の認定により行うべきものではない。不納欠損処分後は調定がなければ請求できないため、もし納入があつた場合は、いったん還付をしなければならない。

不納欠損処分は、債権の消滅とは無関係であり、単に回収できない債権を翌年度に繰り越さないことである。

・不納欠損処分の手続の例（群馬県）

収入調定者は、欠損処分をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した不能欠損対象一覧表を作成し、主務課に送達して、教育次長の専決（及び財政課合議）を受けなければならない。ただし、100万円未満については、財政課長合議に代えて当該部局の主管課長等への合議とすることができる。

(ア) 当該債権の所属年度

(イ) 歳入科目

(ウ) 金額

(エ) 納期限

(オ) 債務者の住所及び氏名

(カ) 当該欠損処分をすべき理由及び当該債権に関する調査結果

・学校給食費の不納欠損（公会計の場合）

民法で定める消滅時効期間である2年が経過しても、相手方の時効の援用がない限り、債権は消滅しない。（学校給食費の場合は、毎月徴収する費用であり、履行期限は月毎に異なるため、時効が完成し、相手方が時効の援用を主張していることが判明次第、その都度不納欠損処理を行うこととなる。）

このことは、事実上回収が困難であるが、消滅していない不良債権を発生させるとともに、債権が消滅しない限りは債権管理について自治体として義務を負うため、放置しておくことは債権者たる自治体の義務違反となる。

一方で学校給食費を扱う学校としては、他の業務や現年度の学校給食費未納対策に追われており、過去の回収の可能性の極めて低い債権に関しては、学校により差異はあるものの、費やす労力には限度がある。

よって、条例により特別の定め（地方自治法96条1項10号）を設け、一定の条件の下、長の専決により債権放棄をできるようにしている自治体がある。この場合は、議会への報告が必要である。議会の報告後に不納欠損処分をすることとなる。

(5) 自治体債権管理条例

一つひとつの債権に関する訴えの提起について、議会の議決を要するとなると迅速な自治体の債権回収が図れないおそれがある。

よって、効率的な債権回収、的確な債権管理（徴収の見込みのある債権への徴収の強化や徴収の見込みのない債権への不納欠損処分）を図るため、簡易な法的措置の種類や債権限度額等を定め、あらかじめ地方自治法180条1項を活用して長の専決処分ができるよう議会の議決を得ている自治体もある。この場合は専決処分について、後日議会へ報告する。（地方自治法180条2項）債権放棄についても簡易な事項であれば専決処分が可能である。実務では報告事項として一覧表とする。

ただし、専決処分は簡易な事項に限られるため、財産管理の基本原則である「公正の確保」、憲法原則である「公平の原則」からして無制限に長の専決処分とすることはできない。

訴えの提起、和解について一定の条件の下、条例により長の専決事項としている例
・・・豊田市、浦安市、八雲町など

(6) 自治体債権管理部門の設置

自治体によっては、学校給食費等の私債権も含め広く債権管理（法的措置を含む）を一元的に行う部署を設置している事例も見られる。